

認可保育施設利用申込みにおける 出生前の仮申込みに関する同意書

- 1 令和8年1月～4月（一次）入所申込みに限り、出生（分娩）予定での認可保育施設利用の仮申込みが可能です。
出生前の仮申込みができる対象児童は、令和8年2月18日までに出生（分娩）予定の児童です。
- 2 内定が出た場合でも、出生日が内定した保育施設の受入可能月齢に達していない場合は、内定取消しとなります。内定が出た保育施設以外に、生後43日以上受入可能園などの受入可能月齢が低い保育施設を希望していた場合でも再度選考は行わず、次の利用調整（選考）の対象となります。
また、兄弟姉妹が同時申込みしている場合についても再度選考は行いません。
- 3 出生日の翌日（閉庁日にあたる場合は翌開庁日）に子ども施設課入園係に出生日と母子の健康状況についてご連絡ください。
出生後14日以内（出生日当日を含む）に、子ども施設課入園係へ「(出生前本申請用) 教育・保育給付認定申請書兼保育施設（入所・転所）申込書」、「お子様の状況について」、「出生を証明する書類」の提出による本申込みをしてください。なお、出生後14日以内（出生日当日を含む）に本申込みがない場合は、仮申込みは無効及び取下げとなります。
- 4 出生後の本申込みを行わないと、利用調整結果通知書の発送は行いません。また、本申込み時に利用調整の結果発表はいたしません。書類の審査後、日を改めて利用調整の結果をお知らせします。
- 5 医師等により、仮申込児童が入所月までに集団保育が不可能と判断された場合及び認可保育施設との面接の結果、集団保育可能と認められない場合、内定が取消しとなります。
- 6 令和8年2月19日以降に出生した場合、仮申込みは無効になります。令和8年5月以降の入所を希望する時は、再度申込みが必要です。

以上の確認事項を理解し、同意します。

年 月 日

住所：墨田区

保護者氏名：